

議案第7号

小松都市計画高度利用地区の変更（小松市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区 （小松駅前 第3地区）	約0.2ha	50/10以下	17/10以上	8/10以下	200㎡以上	小松市土居原町の一部

ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあつては9/10、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第4項第1号に該当する建築物にあつては10/10とする。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画高度利用地区を小松都市計画高度利用地区とするものである。

## 小松能美都市計画高度利用地区の変更（小松市決定）

### 小松都市計画高度利用地区の変更（小松市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

<変更>

朱書きは変更前

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
〃 高度利用地区 (小松駅前 第3地区)	〃 約0.2ha	50/10 50/10以下	17/10 17/10以上	8/10 8/10以下	200㎡ 200㎡以上	〃 小松市土居原町 の一部
〃 ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあつては9/10、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第4項第1号に該当する建築物にあつては10/10とする。						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

#### 理由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画高度利用地区を小松都市計画高度利用地区とするものである。